平成２７年（フ）第４０１８号
大阪市大正区小林東３丁目１番14号誠幸マンション402号、前住所大阪市住之江区新北島５丁目２番41号
債務者　藤田惠美子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６４号
茨城県かすみがうら市稲吉東３丁目６番38号レオネクストドゥ　エトワール205
債務者　澤　　光一
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第３８２号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番３－106号
債務者　岡野　政秋
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４０７号
埼玉県草加市神明１丁目４番27号　神明マンション204号
債務者　竹中　智志
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
千葉県佐倉市上志津原37番地20
債務者　後藤　紀子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１６８号
千葉県佐倉市上座515番地53　ユーカリフラットⅡ104
債務者　大友志乃ぶ
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１８１号
千葉県印西市木下725番地44
債務者　ＥＤＩＣ　ＭＡＲＩＬＹＮ　ＲＥＢＯＴＯＣ（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１８４号
千葉県富里市中沢359番地36
債務者　高橋　功司
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１８５号
千葉県富里市中沢359番地36
債務者　高橋マサ子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２０５号
千葉県八街市東吉田733番地100
債務者　浅見　拓也
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２０９号
千葉県佐倉市鏑木町974番地１　フェリーチェ205号室
債務者　齋藤　千春
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２１１号
千葉県白井市富士151番地の２　白井ロジュマン921号
債務者　瀧口　秀敏
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２１７号
千葉県富里市御料148番地
債務者　守谷　エリ
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２２２号
千葉県富里市日吉台３丁目36番地４（スカイビル日吉台303）
債務者　山田　一実
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２２５号
千葉県富里市七栄646番地677　（ビィラコートＡ102）
債務者　吉岡　真美
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２２７号
千葉県四街道市みそら３丁目19番７号
債務者　石井　　肇
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２３０号
千葉県印旛郡栄町安食２丁目11番地25（ミーツハオスＢ棟202号）
債務者　野澤　　均
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部